《施術者の皆さまへ》

**大阪府内の国民健康保険・後期高齢者医療における**

**はり･きゅう･あん摩･マッサージ施術療養費の受領委任の取扱い方法**

|  |  |
| --- | --- |
| **１** | **受領委任制度について** |

施術療養費における受領委任制度とは、厚生労働省が全国共通の取扱いとして制度化したもので、施術に係る料金について、施術者が患者から一部負担金に相当する額を受け取るとともに、患者から療養費の受領について委任を受けることで、患者に代わり療養費支給申請書を保険者等に提出し、療養費を受け取る制度です。

こうした取扱いは、制度化される以前からも「代理受領」による仕組みとして、療養費を支給する保険者の判断で行われていましたが、保険者が受領委任を導入した場合、保険者判断による代理受領の取扱いは認められなくなります。

**受領委任の取扱いに係る申請手続き**

**受領委任の取扱いを希望する施術者は、近畿厚生局に受領委任の取扱いに係る申出（申請）を行い、承諾を受ける必要があります。**申請（申出）にあたっては、「受領委任の取扱規程」を必ずご確認ください。

**施術管理者の要件について**

令和3年1月1日以降、新たに受領委任の承諾を受ける施術管理者（以下、｢施術管理者｣といいます。）は、原則として1年間の実務経験を有し、「施術管理者研修」を修了している必要があります。そのほか詳細については、近畿厚生局のウェブページをご覧ください。

近畿厚生局ウェブページ：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/judo/ahaki.html>

|  |  |
| --- | --- |
| **２** | **支給申請書の提出** |

施術管理者が作成した支給申請書等は、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「大阪国保連」といいます。）に提出してください。(※１)(※２)(※３)

※１　毎月1日～10日まで（土･日･祝を除く。ただし、10日は土･日･祝であっても受付を行います。）

※２　提出業務を団体等に委託している場合は、団体等でまとめて大阪国保連へ提出してください。

※３　受領委任に参加しない保険者に係る申請書等は、保険者の指定する手続きに従ってください。

　なお、受領委任制度に参加する保険者は、参加の1ヵ月前までに厚生労働省のウェブページに掲示

　　　　されます。

厚生労働省ウェブページ：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/hokensha.html>

**提出いただく書類**

施術管理者は、「受領委任の取扱規程」に基づく申請様式で支給申請書（様式第6号又は第6号の2）及び添付書類（同意書、往療内訳表、施術継続理由・状態記入書及び支給申請総括票等）を作成・提出してください。取扱規程以外の様式で提出された場合は返戻しますのでご注意ください。

府単独公費負担医療（障がい・ひとり親・乳幼児）、国公費（原子爆弾被爆者に対する援護医療）がある場合は、主保険と同様の様式で別に１部作成し、大阪国保連へ提出してください(※４)。

※４　提出先が大阪国保連となる公費実施者は、大阪府のウェブページでご確認ください。

　 公費実施者一覧（大阪府ウェブページ）：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/hoken_kankeisha/index.html>

**受領委任の承諾を受けていない施術者**

**受領委任の承諾を受けていない施術者は、国保及び後期高齢者医療に対する療養費支給申請書の提出ができません。保険施術は、被保険者による償還払い(※５)対応のみとなります。**

※５　施術所で施術を受けた患者が、窓口で施術料金の全額を支払うとともに、保険者に対して療養費

の支給申請を行い、保険給付を受ける方法。

|  |  |
| --- | --- |
| **３** | **施術から療養費受領までの流れ** |



大阪国保連は、提出された支給申請書等の審査を行い、保険者の決定を受けて申請書受付の翌月下旬に療養費を支給します。支給申請書に記載漏れや不備があれば、返戻（右図❺）となりますので、ご注意ください。

ただし、保険者が支給の決定に際し、必要があれば調査する場合もあるため、申請書受付月から原則６ヵ月以内で支給決定を保留することがあります（右図※６）。この場合、療養費の請求月から支給月まで、7ヵ月程度（保留期間６＋支払手続１）かかることもあります。

また、保険者において、減額や不支給の決定を行った場合は、増減金額等のお知らせ（右図❻）を送付します。

**※1**

2021年６月版（第３版）

左記にアクセスし、

**☞事業一覧ページ**

**☞保険医療機関（保険薬局）、施術所 及び 福祉施設の関係者の皆様へ**　の順で進んでください



**(※６)**

※６